



提案を受けられずにいた。一体何が起きたのか！

過去の団体交渉で確認した内容の変更を

口頭だけで

済ませようとしていた首都圏本部！

POINT!



2月9日に開催された東地申第34号「運輸車両職場の共通事務業務委託に関する申し入れ」団体交渉の中で、首都圏本部は

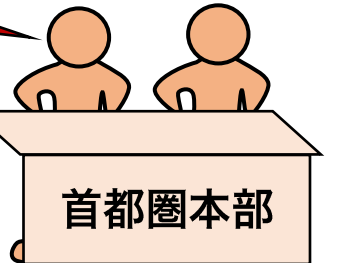
乗務員区では輸送総合事務に相当する出面数は概ね各箇所「2」

と回答しました。

しかし、7月23日に示された

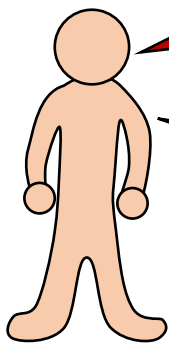
「首都圏本部における柔軟な働き方のさらなる実現について」

の中で、中野営業統括センターの一般・変形等の出面数が2名減となっている理由として、



輸送総合事務業務を見直す

**提案件名とは全く異なる内容！
別に提案するように求めるも…**



首都圏本部

4月に提案した際に、今施策の目的の一つとしてシステムの垣根を超えて新たな価値の創造と示していることから、

この提案方法がベストである

と回答しました。

出面数は業務量に対する必要な要員のため、その変更は労働条件に関わる重大事項であり、労働組合への提案事項です。しかし、会社は過去の労使議論で確認した内容を一方的に変更し、口頭説明のみで済ませようとしたことに対し「この提案方法がベストである」と回答しました。これは、会社の一方的な考え方の押しつけでしかありません。

このままでは、団体交渉がもつ本来の機能が失われ、この間の労使での議論も否定されてしまいます。さらに、労働契約法第9条及び第10条（労働者と合意することなく不利益に労働条件を変更することはできない）に抵触する行為であるため、認めることはできません。